

実 技 試 験

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は40問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとされる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、平成26年10月1日現在施行の法令等に基づいて、解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に係る国税・地方税関係の臨時特例等の各種特例については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

〔例1〕 解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

〔例2〕 解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.⁵万円

【第1問】下記の（問1）、（問2）について解答しなさい。

問1

ファイナンシャル・プランナー（以下「FP」という）が、ファイナンシャル・プランニング業務を行ううえでは「関連業法」を順守することが重要である。FPの行為に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）投資助言・代理業の登録をしていないFPが、顧客から依頼され、特定の企業の有価証券の経済的価値を独自に分析し、具体的な投資時期等を判断して顧客に伝えた。
- （イ）弁護士資格を有していないFP（遺言者や公証人と利害関係はない）が、顧客から依頼され、公正証書遺言の証人となった。
- （ウ）司法書士資格を有していないFPが、顧客の任意後見人となる契約を締結した。
- （エ）税理士資格を有していないFPが、参加費有料のセミナーにおいて、仮定の事例に基づき、一般的な税法の解説を行った。

問2

ファイナンシャル・プランニング・プロセスの順序に従い、次の（ア）～（カ）を6つのステップの順番に並べ替えたとき、その中で4番目（ステップ4）となるものとして、最も適切なものはどれか。その記号を解答欄に記入しなさい。

- （ア）面談やヒアリングシートから、顧客や家族の情報、財政的な情報を確認する。
- （イ）顧客が実際に行う不動産の売却や金融商品購入等の実行支援を行う。
- （ウ）ファイナンシャル・プランニングで行うサービス内容、費用等について説明を行う。
- （エ）キャッシュフロー表などを作成して、顧客の財政状況の予測等を行う。
- （オ）顧客の目標を達成するためのプランを検討し、顧客への提案を行う。
- （カ）顧客の家族構成などの環境の変化等に応じて、定期的にプランの見直しを行う。

【第2問】下記の（問3）～（問6）について解答しなさい。

問3

下記＜資料＞は、MX銀行が行っている円定期預金と投資信託をセットにしたキャンペーン広告（抜粋）である。佐野さんがこのキャンペーンを利用し、購入時手数料（税込み）3.24%の公募株式投資信託を50万円分購入し、併せて円定期預金を50万円分預け入れた場合に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、円定期預金の受取利息の計算に当たっては、3ヵ月は90日とし、復興特別所得税は考慮せず、計算過程で円未満を切り捨てること。

＜資料＞

「円定期預金」 & 「投資信託」 セットdeおトク キャンペーン

円定期預金3ヵ月物と公募株式投資信託の同額を、「セット」で100万円以上お申込みいただくと、特別金利で定期預金をご利用いただけます！

3ヵ月物円定期預金

特別金利 年5.0%

(税引後 年4.0%)

公募株式投資信託

※投資信託ごとに定められた購入時手数料が、ご購入代金の外枠でかかります。

3ヵ月物円定期預金 50% 公募株式投資信託 50%

※初回お預入れの満期日まで特別金利を適用し、満期日以後はご継続時点の店頭表示金利を適用します。

※詳しくは最寄りの店舗にお問い合わせください。

取扱店舗 MX銀行 Ma支店
電話 0120-××-××××

1. このキャンペーンを利用すると、100万円が預金保険制度の対象になる。
2. MMF（マネー・マネージメント・ファンド）は、このキャンペーンの対象になる。
3. 円定期預金の満期時の税引後の受取利息は、20,000円である。
4. 公募株式投資信託の購入時手数料（税込み）は、16,200円である。

問 4

下記<資料>に関してF Pの辻さんが顧客に説明した次の(ア)～(エ)の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。なお、この企業の株価は20,000円とし、購入時の手数料および税金は考慮しないこととする。また、(ア)および(イ)の解答に当たっては、小数点以下第2位を四捨五入すること。

<資料>

年月	【資本異動】	万株	【株式】	%	90,922千株	【株主】	◎98,455名<14.3>	株	別	調	ヤ	【高水準】	【特色】	4661											
94. 3	三者1000万株 (2900円)	8,312	【時価総額】	18,725億円	【財務】	<14.6>	前	京成電鉄	1,815(19.9)	三井不動産	768(8.4)	【高水準】	【特色】	4661											
96.12	公1700万株 (8050円)	10,012	【総資産】	645,530	自己資本	505,400	日本マスター信託口	221(2.4)	720(7.9)	千葉県	330(3.6)	【高水準】	【特色】	4661											
09. 5	消却	9,092	【自己資本比率】	78.3%	資本金	63,201	日本マスター信託口(みずほ)	187(2.0)	330(3.6)	日本マスター信託口	164(1.8)	【高水準】	【特色】	4661											
東証	高値	安値	【利益剰余金】	369,652	有利子負債	58,333	【指標等】	<14.3>	164(1.8)	日本トラスティ信託口	100(1.1)	【高水準】	【特色】	4661											
96~12	12980(00)	4300(00)	【ROE】	14.3%	調整1株益	815.0円	最高純益(14.3)	70,571	100(1.1)	三井住友信託銀行	86(0.9)	【高水準】	【特色】	4661											
13	16800(8)	10450(1)	【ROA】	10.6%	設備投資	203億	減価償却	369億	86(0.9)	<外国>13.6%	<浮動株>21.7%	【高水準】	【特色】	4661											
14.1~8	21070(8)	14750(2)	【研究開発】	0億	【キャッシュフロー】	営業CF	1,206(919)	投資CF	▲233(▲453)	<投信>1.9%	<特定株>50.2%	【高水準】	【特色】	4661											
14. 6	17660	16985	【営業CF】	1,206(919)	【投資CF】	▲233(▲453)	【財務CF】	▲778(▲345)	現金同等物	800(605)	【役員】	加賀見俊夫(社上)	【高水準】	【特色】	4661										
7	19730	17320	【設備投資】	203億	【減価償却】	369億	【研究開発】	0億	【キャッシュフロー】	営業CF	1,206(919)	【投資CF】	▲233(▲453)	【財務CF】	▲778(▲345)	現金同等物	800(605)								
#8	21070	18830	【営業CF】	1,206(919)	【投資CF】	▲233(▲453)	【財務CF】	▲778(▲345)	現金同等物	800(605)	【役員】	加賀見俊夫(社上)	【投資CF】	▲233(▲453)	【財務CF】	▲778(▲345)	現金同等物	800(605)							
【1人当たり売上高】	108.9百万円	5年前比	+15.1%	233人増	【格付】	JAA(安)	AAA(安)	【業種】	外食・娯楽サービス	時価総額順位	1/134社	【比較会社】	9671 よみランド, 4680 ラウンドワ, 9681 東京ドーム	【業績】	(百万円)	売上高	営業利益	経常利益	純利益	1株益(円)	1株配(円)	【西当】	配当金(円)	【本社】	279-8511千葉県浦安市舞浜1-1 ☎047-305-3017
【格付】	JAA(安)	AAA(安)	【業種】	外食・娯楽サービス	時価総額順位	1/134社	【比較会社】	9671 よみランド, 4680 ラウンドワ, 9681 東京ドーム	【業績】	(百万円)	売上高	営業利益	経常利益	純利益	1株益(円)	1株配(円)	【西当】	配当金(円)	【本社】	279-8511千葉県浦安市舞浜1-1 ☎047-305-3017					
12. 3	360,060	66,923	66,238	32,113	385.0	100	12. 3	50	【事業所】	東京ディズニーランド, 東京ディズニーシー, イクスピアリ, ホテル8, モノレール	【店舗】	パーク外商品販売施設17, 他4	【従業員】	<14.3> 4,348名	2,196名(43.9%)	779名	【証券】	東京 嗣住みずほ(大和, 日興, 三菱Uモル, 岡三, 岩井コスモ, 水戸 嗣三井住友信 監あずさ【銀行】みずほ, 三井住友信	【仕入先】	—	【販売先】	—			
13. 3	395,526	81,467	80,867	51,484	617.0	120	12. 9	60	【証券】	東京 嗣住みずほ(大和, 日興, 三菱Uモル, 岡三, 岩井コスモ, 水戸 嗣三井住友信 監あずさ【銀行】みずほ, 三井住友信	【仕入先】	—	【販売先】	—											
14. 3	473,572	114,491	112,671	70,571	845.3	120	13. 3	60	【証券】	東京 嗣住みずほ(大和, 日興, 三菱Uモル, 岡三, 岩井コスモ, 水戸 嗣三井住友信 監あずさ【銀行】みずほ, 三井住友信	【仕入先】	—	【販売先】	—											
15. 3	440,000	98,500	99,500	64,500	772.4	120	13. 9	60	【証券】	東京 嗣住みずほ(大和, 日興, 三菱Uモル, 岡三, 岩井コスモ, 水戸 嗣三井住友信 監あずさ【銀行】みずほ, 三井住友信	【仕入先】	—	【販売先】	—											
16. 3	460,000	106,000	107,000	69,500	832.3	120~140	14. 3	60	【証券】	東京 嗣住みずほ(大和, 日興, 三菱Uモル, 岡三, 岩井コスモ, 水戸 嗣三井住友信 監あずさ【銀行】みずほ, 三井住友信	【仕入先】	—	【販売先】	—											
中13. 9	230,038	53,459	57,588	35,947	430.6	60	14. 9	60	【証券】	東京 嗣住みずほ(大和, 日興, 三菱Uモル, 岡三, 岩井コスモ, 水戸 嗣三井住友信 監あずさ【銀行】みずほ, 三井住友信	【仕入先】	—	【販売先】	—											
中14. 9	214,000	48,000	49,000	32,000	383.2	60	15. 3	60	【証券】	東京 嗣住みずほ(大和, 日興, 三菱Uモル, 岡三, 岩井コスモ, 水戸 嗣三井住友信 監あずさ【銀行】みずほ, 三井住友信	【仕入先】	—	【販売先】	—											
四13. 4- 6	107,062	25,863	26,063	16,276	195.0		14. 9	60	【証券】	東京 嗣住みずほ(大和, 日興, 三菱Uモル, 岡三, 岩井コスモ, 水戸 嗣三井住友信 監あずさ【銀行】みずほ, 三井住友信	【仕入先】	—	【販売先】	—											
四14. 4- 6	104,236	24,774	25,396	17,138	205.3		15. 3	60	【証券】	東京 嗣住みずほ(大和, 日興, 三菱Uモル, 岡三, 岩井コスモ, 水戸 嗣三井住友信 監あずさ【銀行】みずほ, 三井住友信	【仕入先】	—	【販売先】	—											
会15. 3	417,640	83,170	84,140	55,530	(14.4.28)	6,052	(5,913)																		

(出所：東洋経済新報社「会社四季報」 2014年4集)

- (ア)「2015年3月期の連結ベースの決算見込額におけるPER(株価収益率)を同業種の平均的なPER(株価収益率)である20.0倍と比較すると、この企業の株価は割安といえます。」
- (イ)「2014年6月時点におけるPBR(株価純資産倍率)は3.3倍です。」
- (ウ)「この企業の株式1単位(1単位)を2013年1月1日に購入し、2014年5月12日に売却した場合、所有期間に係る配当金(税引前)は12,000円です。」
- (エ)「この企業の株式1単位(1単位)を購入する際に必要な資金は、200万円です。」

問5

下記<資料>は、西里さんが同一の特定口座内で行ったR X株式会社の株式の取引に係る明細である。西里さんが平成27年5月1日に売却した1,000株について、譲渡所得の取得費の計算の基礎となる1株当たりの取得価額として、正しいものはどれか。なお、計算結果について円未満の端数が生じる場合には切り捨てること。

<資料>

取引日	取引種類	株数 (株)	約定単価 (円)
平成23年10月 3日	買付	1,000	1,500
平成24年 9月28日	株式分割1:2	—	—
平成26年10月 1日	買付	2,000	500
平成27年 5月 1日	売却	1,000	700

※売買手数料および消費税については考慮しないこととする。

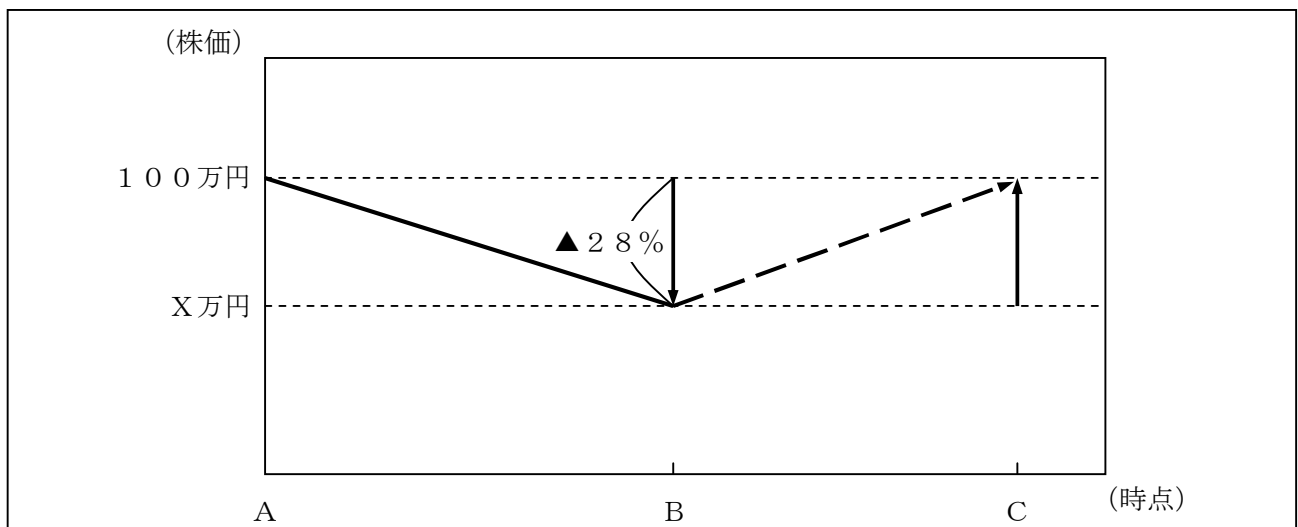
※その他の記載のない条件については一切考慮しないこととする。

1. 625円
2. 800円
3. 833円
4. 1,000円

問6

下記<資料>のとおり、Aの時点において100万円で購入した株式が、Bの時点で買値より28%値下がりしてX万円となった。この株価が将来のCの時点で投資元本の100万円を回復するには、X万円に対して何%値上がりすればよいか。なお、計算結果については、%表示単位の小数点以下第2位を四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと（解答用紙に記載されているマス目に数値を記入すること）。

<資料>



【第3問】下記の（問7）～（問10）について解答しなさい。

問7

下記<資料>は、山根さんの所有する土地の登記事項証明書の一部である。この登記事項証明書に関する次の（ア）～（エ）の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。なお、下記<資料>においては、問題作成の都合上、昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定による移記（登記事項証明書の電子化に伴う移記）に関する記述は省略している。

<資料>

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成2年8月29日 第9624号	原因 平成2年8月29日売買 所有者 神奈川県〇〇市××区△△一丁目 2番3号 山根真一
2	所有権移転	平成19年6月21日 第6322号	原因 平成19年6月21日相続 所有者 神奈川県〇〇市××区△△一丁目 2番3号 山根賢治

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
<u>1</u>	<u>抵当権設定</u>	<u>平成2年8月29日</u> <u>第9625号</u>	原因 平成2年8月29日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金2,000万円 利息 年7.0% 損害金 年14.5%（年365日日割計算） 債務者 神奈川県〇〇市××区△△一丁目 2番3号 山根真一 抵当権者 〇〇市××区一丁目2番1号 株式会社 ひかり銀行
2	1番抵当権抹消	平成19年3月5日 第3163号	原因 平成19年3月5日弁済
3	抵当権設定	平成25年5月20日 第6323号	原因 平成25年5月20日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金1,000万円 利息 年1.75% 損害金 年14.5%（年365日日割計算） 債務者 神奈川県〇〇市××区△△一丁目 2番3号 山根賢治 抵当権者 〇〇市△△区五丁目4番2号 株式会社 かもめ銀行

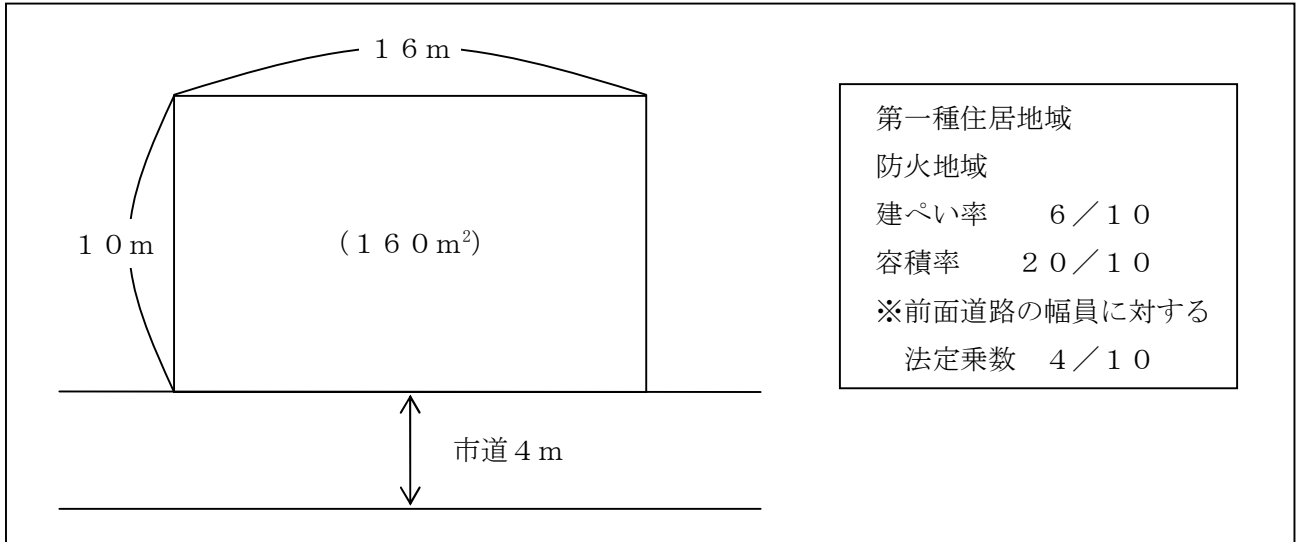
※下線のあるものは抹消事項であることを示す。

- （ア）ひかり銀行の抵当権は、債務者の山根真一さんが死亡したため消滅した。
- （イ）この土地は現在、山根賢治さんが単独で所有している。
- （ウ）平成25年5月20日にかもめ銀行の抵当権設定登記が行われ、かもめ銀行の抵当権設定当初の債権額は1,000万円であることが分かる。
- （エ）山根賢治さんが債務の弁済を怠った場合、かもめ銀行は裁判所に申し立てて、債権を回収するためにこの土地を競売にかけることができる。

問 8

建築基準法に従い下記<資料>の土地に耐火建築物を建てる場合、建築面積の最高限度（ア）と延べ面積の最高限度（イ）の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、記載のない条件については一切考慮しないこととする。

<資料>



1. (ア) 96 m² (イ) 256 m²
2. (ア) 96 m² (イ) 320 m²
3. (ア) 112 m² (イ) 256 m²
4. (ア) 112 m² (イ) 320 m²

問9

布施さんは、下記<資料>の投資用マンションについて購入を検討しており、FPである大垣さんに質問をした。次の記述の空欄（ア）に入る数値を解答欄に記入しなさい。なお、下記<資料>に記載のない事項については一切考慮しないこととし、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

<資料>

- ・ 購入費用総額 : 2,000万円（消費税と仲介手数料等取得費用を含めた金額）
- ・ 想定される賃料（月額）: 100,000円
- ・ 運営コスト（月額） : 管理費等 10,000円
家賃代行手数料 月額賃料の5%
- ・ 想定される固定資産税（年額）: 70,000円

布施さん：「<資料>の投資用マンションの購入を検討しています。外観や雰囲気が高く、気に入ったのですが、利回りについてもしっかりと考えておかなければならないと思っています。」

大垣さん：「<資料>のマンションの場合、実質利回りは4.75%になりますね。」

布施さん：「できれば、実質利回りで5.0%をひとつの目安にしたいと考えています。」

大垣さん：「<資料>のマンションの場合、賃料や運営コストなどが想定どおりであれば、購入費用の総額が（ア）万円になれば実質利回りは5.0%になりますね。」

問10

不動産取得税に関する次の記述の空欄（ア）～（エ）にあてはまる語句または数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、本問における新築住宅は、認定長期優良住宅には該当しないものとする。

- ・ 不動産（土地、家屋）の所有権を取得した者に対して、その不動産のある（ア）が課税する。
- ・ 相続による取得の場合、課税の対象と（イ）。
- ・ 課税標準は、原則として（ウ）である。
- ・ 一定の条件を満たした新築住宅の場合、（ウ）から（エ）万円を控除することができる。

1. （ア）都道府県 （イ）なる （ウ）相続税評価額 （エ）1,500
2. （ア）都道府県 （イ）ならない （ウ）固定資産税評価額 （エ）1,200
3. （ア）市町村 （イ）なる （ウ）相続税評価額 （エ）1,200
4. （ア）市町村 （イ）ならない （ウ）固定資産税評価額 （エ）1,500

【第4問】下記の（問11）～（問14）について解答しなさい。


問11

伊丹徹さん（36歳）が保険契約者（保険料負担者）および被保険者として加入している生命保険（下記＜資料＞参照）の保障内容に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。なお、保険契約は有効に継続しているものとし、徹さんはこれまでに＜資料＞の保険から、保険金・給付金を一度も受け取っていないものとする。また、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

＜資料／保険証券1＞

保険種類 終身医療保険 証券番号 *****(*)**	契約日（保険期間の始期） 2008年（平成20年）9月1日	
保険契約者	伊丹 徹 様	保険契約者印
被保険者	伊丹 徹 様 契約年齢 30歳	
受取人	（給付金）被保険者 様 （死亡保険金）伊丹 千春 様（続柄 妻）	
指定代理請求人	伊丹 千春 様（続柄 妻）	
◇保障内容		
疾病入院給付金	1日につき 日額5,000円（入院1日目から保障）	
災害入院給付金	1日につき 日額5,000円（入院1日目から保障）	
手術給付金	1回につき 10万円（約款所定の手術を受けたとき）	
通院給付金	1日につき 日額3,000円（退院後の通院に限る）	
死亡保険金	50万円	
◇保険期間・保険料		
保険期間	終身	保険料
保険料払込期間	終身	毎回 *****円
		保険料払込方法
		月払い

<資料／保険証券2>

終身ガン保険		保険証券記号番号 ○○－○○○○○	
保険契約者	伊丹 徹 様	保険契約者印 	◇契約日 平成20年10月1日
被保険者	伊丹 徹 様 昭和53年7月6日生 男性		◇保険期間 終身
受取人	給付金 被保険者 様 死亡給付金 伊丹 千春 様 (妻)		受取割合 10割
◇ご契約内容			◇お払い込みいただく保険料
ガン診断給付金	初めてガンと診断されたとき	100万円	毎回 △△△△円
ガン入院給付金	1日目から	日額 1万円	
ガン手術給付金	1回につき	20万円	[保険料払込方法] 月払い
死亡給付金	ガンによる死亡	20万円	
死亡給付金	ガン以外による死亡	10万円	

- ・ 徹さんが現時点（36歳）で、交通事故で即死した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ア）万円である。
- ・ 徹さんが現時点（36歳）で、肺炎で14日間入院した場合（手術は受けていない）、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（イ）万円である。
- ・ 徹さんが現時点（36歳）で、初めて大腸ガン（悪性新生物）と診断され28日間入院し、その間に約款所定の手術を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ウ）万円である。

問 1 2

近藤雅之さんが平成 2 6 年中に支払った生命保険の保険料は下記<資料>のとおりである。この場合、雅之さんの平成 2 6 年分の所得税の計算における生命保険料控除の金額として、正しいものはどれか。なお、下記<資料>の保険について、これまでに契約内容の変更は行われていないものとする。

<資料>

<p>[終身保険 (無配当)]</p> <p>契約日 : 平成 2 3 年 3 月 1 日</p> <p>保険契約者 : 近藤 雅之</p> <p>被保険者 : 近藤 雅之</p> <p>死亡保険金受取人 : 近藤 愛子 (妻)</p> <p>平成 2 6 年の年間支払保険料 : 1 3 5, 0 0 0 円</p>	<p>[個人年金保険 (税制適格特約付)]</p> <p>契約日 : 平成 2 5 年 1 1 月 1 日</p> <p>保険契約者 : 近藤 雅之</p> <p>被保険者 : 近藤 雅之</p> <p>年金受取人 : 近藤 雅之</p> <p>平成 2 6 年の年間支払保険料 : 1 2 0, 0 0 0 円</p> <p>平成 2 6 年の配当金 : なし</p>
---	---

【参考 : 所得税の生命保険料控除額の速算表】

<平成 2 3 年 1 2 月 3 1 日以前に締結した保険契約 (旧契約) 等に係る控除額>

[一般生命保険料控除、個人年金保険料控除]

年間の支払保険料の合計		控除額
2 5, 0 0 0 円 以下		支払金額
2 5, 0 0 0 円 超	5 0, 0 0 0 円 以下	支払金額 × 1 / 2 + 1 2, 5 0 0 円
5 0, 0 0 0 円 超	1 0 0, 0 0 0 円 以下	支払金額 × 1 / 4 + 2 5, 0 0 0 円
1 0 0, 0 0 0 円 超		5 0, 0 0 0 円

<平成 2 4 年 1 月 1 日以降に締結した保険契約 (新契約) 等に係る控除額>

[一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除]

年間の支払保険料の合計		控除額
2 0, 0 0 0 円 以下		支払金額
2 0, 0 0 0 円 超	4 0, 0 0 0 円 以下	支払金額 × 1 / 2 + 1 0, 0 0 0 円
4 0, 0 0 0 円 超	8 0, 0 0 0 円 以下	支払金額 × 1 / 4 + 2 0, 0 0 0 円
8 0, 0 0 0 円 超		4 0, 0 0 0 円

1. 4 0, 0 0 0 円
2. 8 0, 0 0 0 円
3. 9 0, 0 0 0 円
4. 1 0 0, 0 0 0 円

問 1 3

下記の生命保険契約について、保険金・給付金が支払われた場合の課税に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句を何度選んでもよいこととする。

<生命保険の加入状況>

	保険種類	保険料 払込方法	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	年金 受取人
契約A	終身保険	年払い	夫	夫の父	夫	—
契約B	定期保険	月払い	夫	夫	子	—
契約C	個人年金保険	年払い	妻	妻	夫	妻

- ・ 契約Aについて、夫が受け取った死亡保険金は (ア) となる。
- ・ 契約Bについて、子が受け取った死亡保険金は (イ) となる。
- ・ 契約Cについて、妻が受け取った年金は (ウ) となる。

<語群>

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1. 相続税の課税対象 | 2. 贈与税の課税対象 |
| 3. 所得税(一時所得)の課税対象 | 4. 所得税(雑所得)の課税対象 |
| 5. 非課税 | |

問 1 4

地震保険に関する次の(ア)～(ウ)の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

- (ア) 地震保険の補償の対象は、地震・噴火またはそれによる津波を原因とする損壊、火災、流出による損害で、地震に伴う液状化による建物の損害も含まれる。
- (イ) 地震保険の保険料は、建物の所在地や構造によって異なる。
- (ウ) 地震保険の保険金額の限度額は、居住用建物、家財ともに5,000万円である。

【第5問】下記の（問15）～（問18）について解答しなさい。

問15

湯本さん（53歳）は、平成26年2月に個人で飲食店の経営を始めた自営業者（青色申告者）であり、平成27年2月に初めて確定申告を行っている。平成26年分の湯本さんの飲食店の売上高等が下記＜資料＞のとおりである場合、湯本さんの平成26年分の所得税における事業所得に関する次の（ア）～（ウ）の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。なお、記載のない条件については一切考慮しないこととする。

＜資料＞

（1）売上高	15,960,000円
（2）売上原価	4,840,000円
（3）必要経費	4,320,000円
（4）青色事業専従者給与	3,600,000円

※青色事業専従者給与は湯本さんの妻（50歳）に対して支払われたものであり、この金額は（3）の必要経費には含まれていない。

- （ア）湯本さんの妻に対する青色事業専従者給与（3,600,000円）は、事業所得を計算する際、必要経費（4,320,000円）とは別に売上高から控除することができるが、確定申告をする際、配偶者控除の適用は受けることができない。
- （イ）湯本さんが、飲食店経営のために平成26年中に購入して事業の用に供した500,000円の厨房機器についての減価償却費は、必要経費（4,320,000円）に含まれる。
- （ウ）事業所得の計算の基になった現金出納帳や請求書などの資料は、確定申告が終わったらすぐに処分してもよい。

問 16

三上さん（69歳）は、平成26年中に年金と生命保険の満期保険金を受け取った。下表に基づく三上さんの平成26年分の総所得金額およびその計算式として、正しいものはどれか。なお、記載のない条件については一切考慮しないこととする。

<平成26年分の収入等>

内容	金額
老齢厚生年金および企業年金（老齢年金）	320万円
生命保険の満期保険金	280万円

※老齢厚生年金および企業年金は、公的年金等控除額を控除する前の金額である。

※生命保険は養老保険（保険期間20年、保険契約者および満期保険金受取人とも三上さん）の満期保険金であり、既払込保険料（三上さんが全額負担している）は180万円である。なお、契約者配当については考慮しないこととする。

<65歳以上の公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳以上の者	330万円 未満	120万円
	330万円 以上 410万円 未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円 以上 770万円 未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円 以上	収入金額× 5%+155.5万円

1. $320万円 + (280万円 - 180万円 - 50万円) \times 1/2 = 345万円$
2. $(320万円 - 120万円) + (280万円 - 180万円) = 300万円$
3. $(320万円 - 120万円) + (280万円 - 180万円) \times 1/2 = 250万円$
4. $(320万円 - 120万円) + (280万円 - 180万円 - 50万円) \times 1/2 = 225万円$

問 17

下記<資料>に基づき、浅田貴史さんの平成26年分の所得税を計算する際の所得控除に関する次の(ア)～(エ)の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

<資料>

氏名	続柄	年齢	職業	平成26年中の所得等
浅田 貴史	本人	53歳	会社員	給与所得780万円
明美	妻	52歳	専業主婦	収入なし
義和	長男	20歳	大学生	アルバイト収入75万円
明子	長女	15歳	中学生	収入なし
和平	父	79歳	無職	公的年金収入114万円

※平成26年12月31日時点のデータである。

※家族は全員、浅田貴史さんと同居し、生計を一にしている。

※障害者または特別障害者に該当する者はいない。

- (ア) 妻の明美さんは、控除対象配偶者として、配偶者控除の対象となる。
- (イ) 長男の義和さんは、特定扶養親族として、扶養控除の対象となる。
- (ウ) 長女の明子さんは、一般の扶養親族として、扶養控除の対象となる。
- (エ) 父の和平さんは、同居老親等の老人扶養親族として、扶養控除の対象となる。

問 18

所得税における住宅借入金等特別控除に関する下表の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な数値を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、住宅借入金等特別控除を受けるための要件はすべて満たしているものとする。

<居住年が平成27年中で特定取得（注1）の場合>

種類	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率
下記以外の住宅の取得	10年	（イ）万円	1.0%
認定住宅（注2）の取得	（ア）年	5,000万円	（ウ）%

注1：「特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税額等（消費税額および地方消費税額の合計額をいう）の税率が、消費税率引上げ後の8%または10%である場合における、その住宅の取得等をいう。

注2：「認定住宅」とは、「認定長期優良住宅」と「認定低炭素住宅」の総称である。

<語群>

0.8 1.0 1.2 8 10 12
 3,000 4,000 5,000

【第6問】下記の（問19）～（問21）について解答しなさい。

問19

下記<資料>は、谷口勇次さんが作成した自筆証書遺言である。自筆証書遺言に関する次の（ア）～（エ）の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

<資料>

遺言書

遺言者 谷口勇次は次のとおり遺言をする。

第1条 遺言者に属する財産のうち、長男 谷口俊之 に以下の不動産を相続させる。

1 土地

所 在 神奈川県〇〇市△△1丁目

地 番 56番5

地 目 宅地

地 積 148m²

2 家屋

所 在 神奈川県〇〇市△△1丁目56番地5

家屋番号 56番5

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 72m²

2階 66m²

第2条 遺言者に属する財産のうち、二男 谷口勝 には、第1条記載の財産を除く一切の財産を相続させる。

第3条 神奈川県〇〇市△△1丁目3番4号 弁護士 宇野智子 を遺言執行者に指定する。

平成26年の私の誕生日

神奈川県〇〇市△△1丁目36番7号

遺言者 谷口 勇次

○
勇谷
次口

- （ア）この遺言書では、日付が「平成26年の私の誕生日」となっているが、遺言の作成日が暦上の特定の日を表示していることが客観的に判断できれば、日付の記載として有効である。
- （イ）谷口さんが、遺言の内容を自分の兄に代筆してもらい、名前のみ自署した場合には、遺言そのものが無効となる。
- （ウ）谷口さんの相続開始後、この遺言書の保管者または発見した相続人は、家庭裁判所に検認を請求しなければならないが、検認の手続きを経なければ、遺言そのものが無効となる。
- （エ）自筆証書遺言への押印は、遺言者本人の実印でなければならないが、認印による場合は無効となる。

問20

F P の勉強をしている妹尾さんは、相続開始後の申告や手続きの流れ等について、税理士でF P でもある塩谷さんに質問をした。下記の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句を何度選んでもよいこととする。

妹尾さん：「相続開始後の流れと手続きについて整理したいと思います。相続税の申告と納税はいつまでに行う必要がありますか。」

塩谷さん：「相続税の申告と納税は、相続の開始があったことを知った日の翌日から（ア）以内に行うことになっています。」

妹尾さん：「相続の放棄をする場合にはどうすればよいのでしょうか。」

塩谷さん：「相続の放棄をする場合には、相続の開始があったことを知った時から（イ）以内に家庭裁判所に申述しなければなりません。」

妹尾さん：「準確定申告とは何でしょうか。」

塩谷さん：「所得税の納税義務者が死亡した場合に、相続人は、被相続人の所得税の確定申告をして、所得税を納付しなければなりません。これを準確定申告といいます。相続の開始があったことを知った日の翌日から（ウ）以内が手続きの期限になります。」

<語群>

- | | | | | |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 1. 1ヵ月 | 2. 3ヵ月 | 3. 4ヵ月 | 4. 6ヵ月 | 5. 8ヵ月 |
| 6. 10ヵ月 | 7. 1年 | 8. 3年 | 9. 10年 | |

問 2 1

下記<資料>の宅地（貸家建付地）について路線価方式により相続税評価を行った場合、相続税評価額として、正しいものはどれか。

<資料>

[借地権割合]	
記号	借地権割合
A	90%
B	80%
C	70%
D	60%
E	50%
F	40%
G	30%

注1：奥行価格補正率 14 m以上 16 m未満 1.00
 注2：借家権割合 30%
 注3：この宅地には宅地所有者の賃貸マンションが建っていて、現在満室（すべて賃貸中）となっている。
 注4：その他の記載のない条件は考慮しないこととする。

1. 3,600万円
2. 5,400万円
3. 7,380万円
4. 9,000万円

【第7問】下記の（問22）～（問24）について解答しなさい。

<長岡家の家族データ>

氏名	続柄	生年月日	備考
長岡 雄大	本人	平成 元年 5月 7日	会社員
美乃里	妻	平成 2年11月14日	専業主婦
太一	長男	平成25年 8月21日	
美月	長女	平成27年 4月12日	

<長岡家のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数			現在	1年	2年	3年	4年
西暦(年)			2015	2016	2017	2018	2019
平成(年)			27	28	29	30	31
家族構成/ 年齢	長岡 雄大	本人	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳
	美乃里	妻	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
	太一	長男	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
	美月	長女	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳
ライフイベント					太一 幼稚園入園		住宅購入 美月 幼稚園入園
変動率							
収入	給与収入(夫)	1%	426	430	435	439	443
	収入合計	—	426	430	435	439	443
支出	基本生活費	2%	187		(ア)		
	住居費	—	76	76	76	76	
	教育費	—				40	90
	保険料	—	28	28		34	34
	一時的支出	—					500
	その他支出	1%	10	10	10	10	10
	支出合計	—	305	309			
年間収支			—	121	121		
金融資産残高			1%	379	(イ)		

※家族の年齢は、各年12月31日現在のものとし、平成27年を基準年とする。

※給与収入は手取り額で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。

問 2 2

長岡家のキャッシュフロー表の空欄（ア）に入る数値を計算しなさい。なお、計算に当たっては、キャッシュフロー表中に記載の整数を使用し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

問 2 3

長岡家のキャッシュフロー表の空欄（イ）に入る数値を計算しなさい。なお、計算に当たっては、キャッシュフロー表中に記載の整数を使用し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

問 2 4

長岡さんは、4年後に住宅を購入したいと考えているが、今後の金利上昇が気になりである。そこで、ローン金利の違いが借入可能額に与える影響について、FPの芦屋さんに試算を依頼した。下記<資料 1>に基づき、ローン金利が年2.0%から年3.5%に上昇した場合に借入可能額がいくら減少するかを計算しなさい。なお、計算に当たっては<資料 2>を使用し、解答に当たっては正の整数で解答すること（解答用紙に記載されている単位に従うこと）。

<資料 1>

[長岡さんの住宅取得プラン]

- ・ 平成31年に購入およびローン返済開始
- ・ 毎月の返済額は9万円とする
- ・ 住宅ローン：返済期間25年、全期間固定金利、元利均等返済、ボーナス返済なし

<資料 2>

[借入可能額早見表]

(返済期間25年、全期間固定金利、元利均等返済、ボーナス返済なしの場合)

(単位：万円)

ローン金利 (年) \ 毎月返済可能額	8万円	9万円	10万円	11万円
2.0%	1,887	2,123	2,359	2,595
2.5%	1,783	2,006	2,229	2,451
3.0%	1,686	1,897	2,108	2,319
3.5%	1,597	1,797	1,997	2,197

※早見表に記載されている数値は正しいものとする。

【第8問】下記の（問25）～（問27）について解答しなさい。

<設例>

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこと。
また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[係数早見表（年利1.0%）]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

問 2 5

山田さんは、開業用の資金の一部として、これから毎年年末に1回ずつ一定金額を積み立てて、10年後に2,000万円を準備したいと考えている。年利1.0%で複利運用した場合、毎年いくらずつ積み立てればよいか。

問 2 6

杉山さんは、早期退職時に受け取った退職金1,000万円を老後の生活資金として使用する予定である。これを15年間、年利1.0%で複利運用した場合、15年後の合計額はいくらになるか。

問 2 7

長谷川さんは、老後の生活資金の一部として、毎年年末に100万円を受け取りたいと考えている。受取り期間を20年間とし、年利1.0%で複利運用した場合、受取り開始年の初めにいくらの資金があればよいか。

【第9問】下記の（問28）～（問34）について解答しなさい。

<設例>

大津富士雄さんは、民間企業に勤務する会社員である。富士雄さんと妻の秋江さんは、今後の資産形成や家計の見直しなどについて、FPで税理士でもある香川さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも平成27年4月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
大津 富士雄	本人	昭和44年 6月24日	45歳	会社員（正社員）
秋江	妻	昭和43年10月10日	46歳	パート勤務
早苗	長女	平成 9年 8月 9日	17歳	高校3年生

[収入金額（平成26年）]

富士雄さん：給与収入850万円（手取り）。富士雄さんに給与収入以外の収入はない。

秋江さん：給与収入100万円（手取り）。秋江さんに給与収入以外の収入はない。

[金融資産（時価）]

富士雄さん名義：銀行預金（普通預金） 300万円

銀行預金（定期預金） 150万円

財形年金貯蓄 50万円

秋江さん名義：銀行預金（普通預金） 100万円

[住宅ローン]

契約者：富士雄さん

借入先：K P銀行

借入時期：平成18年1月

借入金額：3,500万円

返済方法：元利均等返済（ボーナス返済なし）

金利：固定金利選択型10年（年2.50%）

返済期間：30年間

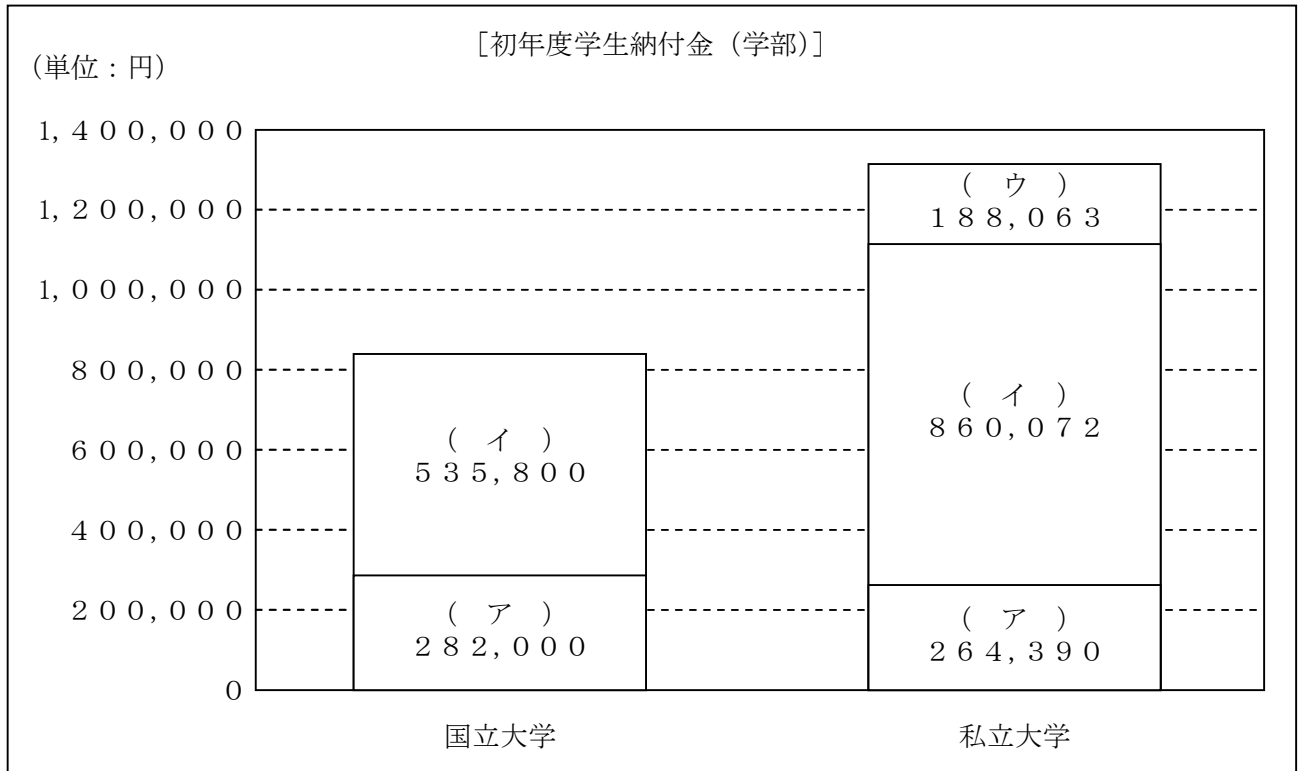
[保険]

- ・ 定期保険A：保険金額3,500万円。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は富士雄さんである。
- ・ 個人年金保険B：年金額10万円。保険契約者（保険料負担者）および年金受取人は富士雄さん、被保険者は秋江さんである。
- ・ 医療保険C：入院給付金日額5,000円。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は富士雄さんである。

問 28

富士雄さんは、早苗さんの大学受験を控え、入学初年度に必要な費用についてF Pの香川さんに質問をした。香川さんが初年度学生納付金について説明する際に使用した下記<資料>の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

<資料>



(出所：文部科学省HPを基に作成)

1. (ア) 入学金 (イ) 授業料 (ウ) 施設整備費
2. (ア) 入学金 (イ) 施設整備費 (ウ) 授業料
3. (ア) 授業料 (イ) 施設整備費 (ウ) 入学金
4. (ア) 授業料 (イ) 入学金 (ウ) 施設整備費

問 29

KS銀行では外貨定期預金キャンペーンを実施中であり、富士雄さんは、下記<資料>の外貨定期預金に関心をもっている。この外貨定期預金について、満期時の外貨ベースの元利合計額を円転した金額として、正しいものはどれか。なお、計算過程においては小数点以下第3位を四捨五入し、計算結果(円転した金額)については円未満を切り捨てること。

<資料>

- ・ 預入額 10,000オーストラリアドル
- ・ 預入期間 1ヵ月
- ・ 預金金利 12.0% (年率)
- ・ 為替レート (1オーストラリアドル) ※預入時と満期時の為替レートは同一とする。

	TTS	TTM (仲値)	TTB
預入時および満期時	95.00円	94.00円	93.00円


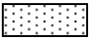
注1：利息の計算に際しては、預入期間は日割りではなく月単位で計算すること。

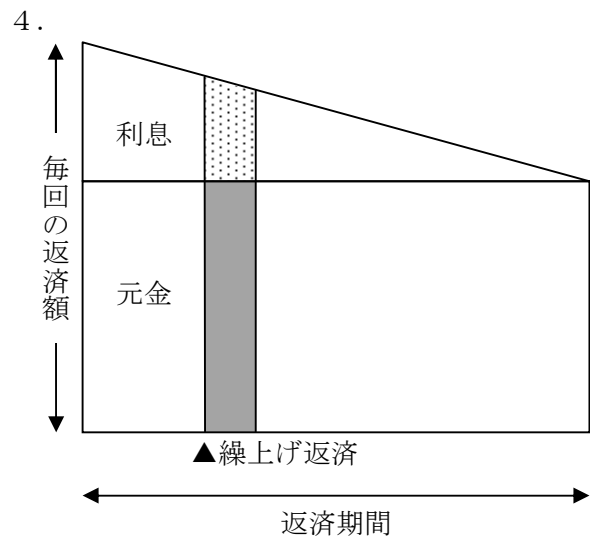
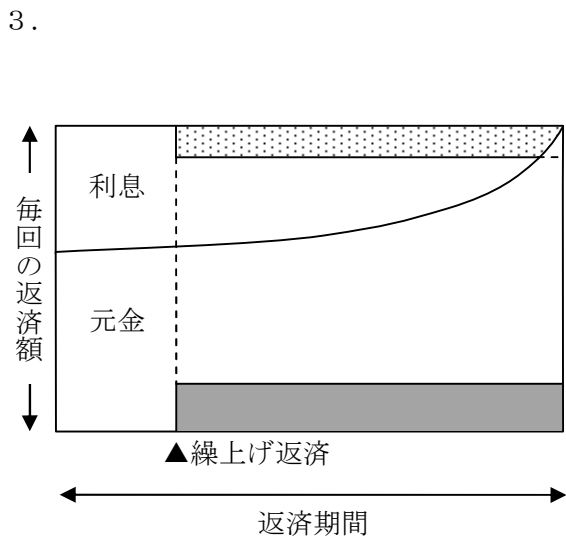
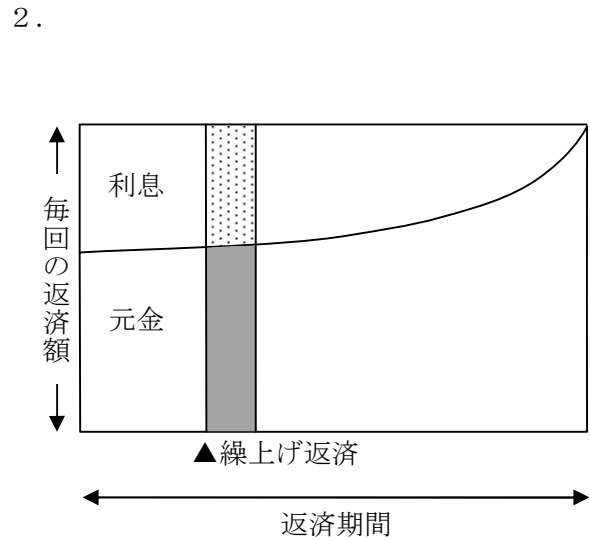
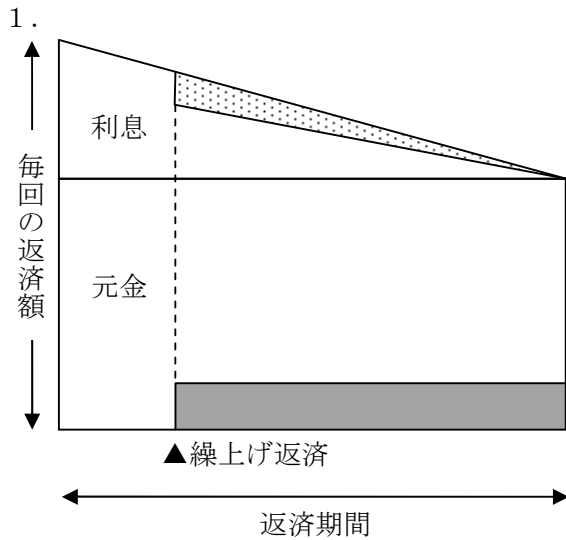
注2：為替差益・為替差損に対する税金については考慮しないこと。

注3：利息に対しては、オーストラリアドル建ての利息額の20%相当額が所得税・住民税として源泉徴収される(復興特別所得税は考慮しない)ものとする。

1. 937,440円
2. 939,300円
3. 957,600円
4. 1,019,280円

問30

F Pの香川さんは、住宅ローンの繰上げ返済について富士雄さんから質問を受け、イメージ図を使ってその仕組みを説明した。富士雄さんの住宅ローンの一部を「期間短縮型」で繰上げ返済した場合のイメージ図として、最も適切なものはどれか。なお、繰上げ返済は元金部分に充当するものとし、図の網掛け部分  は繰上げ返済する元金部分を、網掛け部分  は軽減される利息部分をそれぞれ表示している。



問31

富士雄さんが加入している個人年金保険Bは、「個人年金保険料控除」を受けるための要件を満たしておらず「一般の生命保険料控除」の対象となっている。FPの香川さんが説明した「個人年金保険料控除」の対象となる保険料に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。

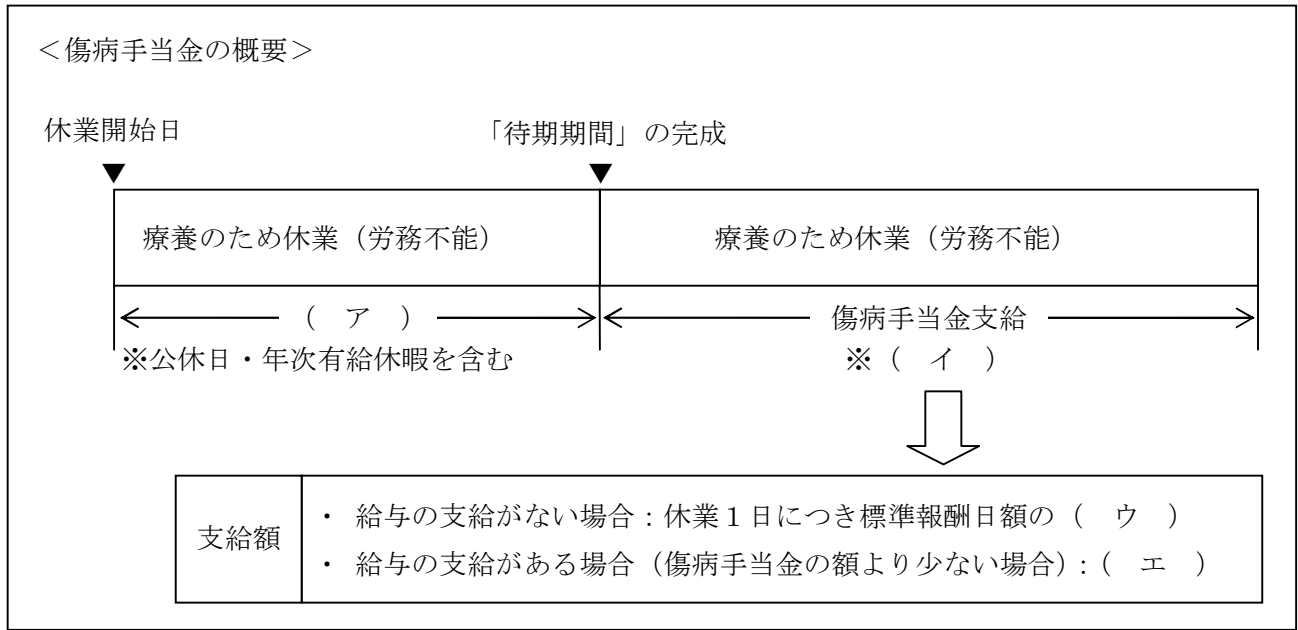
個人年金保険料控除の対象は、以下のすべての条件を満たし、「個人年金保険料税制適格特約」を付加した契約の保険料である。

- ・ 年金受取人が保険契約者（保険料負担者）またはその配偶者のいずれかであること
- ・ 年金受取人は被保険者と同一人であること
- ・ 保険料払込期間が（ア）年以上であること（一時払いは対象外）
- ・ 年金の種類が確定年金や有期年金の場合、年金受取開始が（イ）歳以降で、かつ年金受取期間が（ウ）年以上であること

1. (ア) 3 (イ) 60 (ウ) 15
2. (ア) 10 (イ) 60 (ウ) 10
3. (ア) 3 (イ) 65 (ウ) 10
4. (ア) 10 (イ) 65 (ウ) 15

問32

富士雄さんは、自分が業務外の事由による病気やケガで働けなくなったときに健康保険から受けられる給付について、FPの香川さんに質問をした。香川さんが傷病手当金の概要について説明する際に使用した下図の空欄（ア）～（エ）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、富士雄さんは全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被保険者である。また、記載のない条件については一切考慮しないこととする。



1. 空欄（ア）にあてはまる語句は、「連続した3日間」である。
2. 空欄（イ）にあてはまる語句は、「支給開始日から最長で2年」である。
3. 空欄（ウ）にあてはまる語句は、「4分の3相当額を支給」である。
4. 空欄（エ）にあてはまる語句は、「支給されない（0円）」である。

問 3 3

秋江さんは、富士雄さんが万一死亡した場合の公的年金の遺族給付について、FPの香川さんに質問をした。仮に、富士雄さんが在職中の現時点（45歳）で死亡した場合、富士雄さんの死亡時点において秋江さんが受給できる公的年金の遺族給付の額として、正しいものはどれか。なお、富士雄さんは大学卒業後の22歳から死亡時まで継続して厚生年金保険に加入しているものとし、記載以外の遺族給付の受給要件はすべて満たしているものとする。また、遺族給付の額の計算に当たっては、下記〈資料〉の金額を使用することとする。

〈資料〉

・ 遺族厚生年金の額	: 600,000円
・ 中高齢寡婦加算額	: 579,700円（平成26年度価額）
・ 遺族基礎年金の額	: 772,800円（平成26年度価額）
・ 遺族基礎年金の子の加算額	
第1子・第2子（1人当たり）	: 222,400円（平成26年度価額）

1. 1,179,700円
2. 1,372,800円
3. 1,595,200円
4. 1,952,500円

問 3 4

富士雄さんは、自分や家族に介護が必要になった場合に備えて、公的介護保険の仕組みについて詳しく知りたいと思い、FPの香川さんに質問をした。公的介護保険に関する下表の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

保険者	（ア）
被保険者	・ 第1号被保険者：（イ）以上の者 ・ 第2号被保険者：40歳以上（イ）未満の医療保険加入者
介護サービス利用の流れ	①要介護認定の申請 → ②認定調査+（ウ）の意見書 → ③判定（認定審査） → ④結果の通知 → ⑤ケアプランの作成 → ⑥サービスを利用

1. （ア）都道府県 （イ）60歳 （ウ）主治医
2. （ア）市町村および特別区 （イ）65歳 （ウ）主治医
3. （ア）市町村および特別区 （イ）60歳 （ウ）地域包括支援センター
4. （ア）都道府県 （イ）65歳 （ウ）地域包括支援センター

【第10問】下記の（問35）～（問40）について解答しなさい。

<設例>

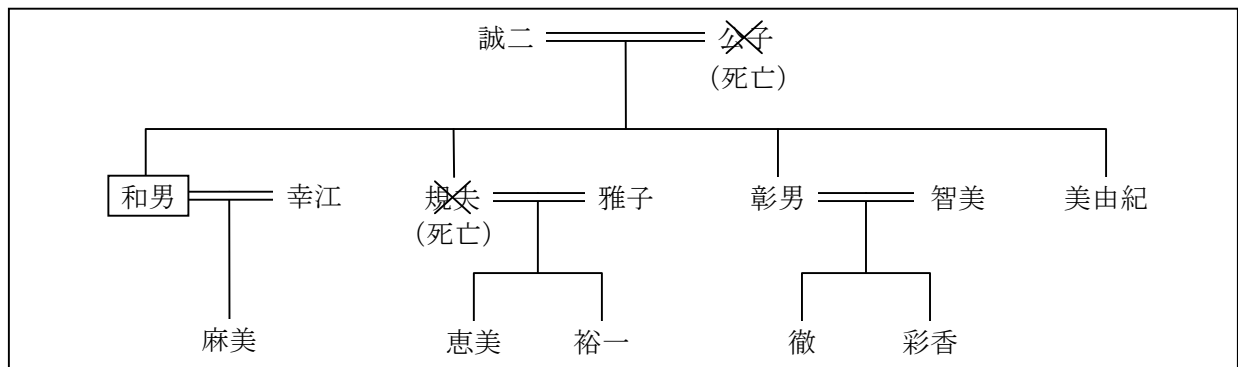
物品販売業（工藤商店）を営む自営業者の工藤和男さん（青色申告者）は、この度、今後の生活のことや事業のことなどに関して、FPで税理士でもある杉野さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも平成27年4月1日現在のものである。

I. 家族構成（同居家族）

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
工藤 和男	本人	昭和32年 7月15日	57歳	自営業
幸江	妻	昭和42年 8月14日	47歳	自営業（注1）
麻美	長女	平成12年 9月22日	14歳	中学生
誠二	父	昭和 7年11月11日	82歳	無職

注1：幸江さんは工藤商店の青色事業専従者である。

II. 工藤家の親族関係図



III. 和男さんおよび同居家族の財産の状況

<資料1：保有資産（時価）>

（単位：万円）

	和男	幸江	誠二
金融資産 預貯金等	2,560	780	3,850
生命保険 (解約返戻金相当額)	<資料3>を参照	<資料3>を参照	<資料3>を参照
事業用資産 商品等	460	—	—
土地（店舗敷地）	2,300	—	—
建物（店舗）	890	—	—
不動産 土地（自宅敷地）	—	—	2,200
建物（自宅）	—	—	400
土地（賃貸用）	—	1,000	2,000
建物（賃貸用）	—	1,000	500
その他（動産等）	320	150	380

<資料2：負債残高>

- ・ 賃貸住宅ローン：1,170万円（債務者は幸江さん）
- ・ 事業用借入：1,500万円（SM銀行からの借入れ。債務者は和男さん）
- ・ 自動車ローン：220万円（債務者は和男さん）

<資料3：生命保険>

（単位：万円）

保険種類	保険契約者	被保険者	死亡保険金受取人	保険金額	解約返戻金相当額	保険期間
定期保険A	和男	和男	幸江	1,000	—	平成30年まで
定期保険特約付 終身保険B	和男	和男	幸江	(注3)	100	(注3)
終身保険C	和男	幸江	和男	300	140	終身
終身保険D	幸江	和男	幸江	240	100	終身
養老保険E	誠二	和男	誠二	500	450	平成32年まで
終身保険F	誠二	誠二	恵美	500	400	終身
終身保険G	誠二	誠二	裕一	500	400	終身

注2：解約返戻金相当額は、現時点（平成27年4月1日）で解約した場合の金額である。

注3：主契約（終身保険部分）の保険金額は300万円で、保険期間は終身である。定期保険特約部分の保険金額は3,000万円、保険期間は平成29年までである。

注4：すべての契約において、保険契約者が保険料を負担している。

注5：契約者配当および契約者貸付については考慮しないこと。

IV. その他

上記以外の情報については、各設問において特に指示のない限り一切考慮しないこと。また、復興特別所得税については考慮しないこと。

問 3 5

F P の杉野さんは、まず現時点（平成 2 7 年 4 月 1 日時点）における和男さんおよび同居家族（和男さんと幸江さんと誠二さん）のバランスシート分析を行うこととした。下表の空欄（ア）に入る数値を計算しなさい。

＜和男さんおよび同居家族（和男さんと幸江さんと誠二さん）のバランスシート＞ （単位：万円）

[資産]		[負債]	
金融資産		貸貸住宅ローン	×××
預貯金等	×××	事業用借入	×××
生命保険（解約返戻金相当額）	×××	自動車ローン	×××
事業用資産		負債合計	×××
商品等	×××		
土地（店舗敷地）	×××		
建物（店舗）	×××		
不動産		[純資産]	(ア)
土地（自宅敷地）	×××		
建物（自宅）	×××		
土地（賃貸用）	×××		
建物（賃貸用）	×××		
その他（動産等）	×××		
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

問36

下記<資料>は、和男さんおよび工藤商店のSD銀行における金融資産（時価）の一覧である。仮に平成27年6月にSD銀行（日本国内にある普通銀行）が破綻した場合、和男さんおよび工藤商店がSD銀行に保有している金融資産のうち、預金保険制度によって保護される金額の上限額として、正しいものはどれか。なお、預金利息については考慮しないこととする。また、和男さんおよび工藤商店はSD銀行からの借入れはないものとする。

<資料>

[和男さん名義]

普通預金： 60万円（決済用預金ではない）

定期預金： 250万円

外貨預金： 300万円

[工藤商店名義]

当座預金： 120万円

定期預金： 340万円

1. 310万円
2. 430万円
3. 770万円
4. 1,000万円

問37

和男さんの父の誠二さんは、財産の一部を孫の恵美さんと裕一さんに遺贈するために自筆証書遺言を作成することを検討している。これに関するFPの杉野さんの次の説明の空欄（ア）、（イ）に入る適切な数値を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、相続の放棄はないものとする。

「恵美さんと裕一さんの法定相続分は、それぞれ（ア）ですが、遺言を作成することにより法定相続分を超えて財産を遺すことができます。この場合、他の相続人の遺留分を侵害しないように注意する必要があります。なお、他の相続人（和男さん、彰男さん、美由紀さん）の遺留分の割合を合計すると（イ）となります。」

<語群>

1/2

1/5

2/5

1/8

3/8

3/10

問 38

現時点（平成27年4月1日時点）で和男さんが死亡したと仮定した場合に支払われる死亡保険金（設例の＜資料3＞参照）のうち、相続税の課税価格に算入される金額（死亡保険金のうち非課税金額を控除した後の金額）を計算しなさい。なお、相続の放棄はないものとする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

問 39

和男さんは、医療費の一部負担金について、FPの杉野さんに質問をした。医療費の窓口負担割合に関する下表の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、和男さんは現在、国民健康保険の被保険者である。

＜医療費の窓口負担割合（原則）＞

加入制度	国民健康保険等		後期高齢者医療制度		
区分	小学校入学後 ～69歳	70歳～74歳		75歳以上または一定の障害認定を受けた65歳～74歳	
		一般	現役並み所得者	一般	現役並み所得者
負担割合	3割	2割（注）	（ア）	（イ）	（ウ）

（注）平成26年3月31日以前に70歳に達している高齢受給者を除く。

1. （ア）2割 （イ）1割 （ウ）2割
2. （ア）3割 （イ）1割 （ウ）3割
3. （ア）2割 （イ）2割 （ウ）3割
4. （ア）3割 （イ）2割 （ウ）2割

問40

和男さんは、老齢基礎年金の受給方法と支給率について、FPの杉野さんに質問をした。和男さんの老齢基礎年金に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、和男さんは大学卒業後の22歳から現在の事業に従事し、国民年金の第1号被保険者として保険料を継続して納付しており、今後も60歳になるまで保険料を納付するものとする。また、和男さんは60歳以降、国民年金に任意加入しないものとし、障害年金については考慮しないものとする。支給率の計算に当たっては、下記＜資料＞に基づくこととする。

＜資料＞

- ・ 繰上げ支給の支給率
 $100\% - (***\% \times \text{繰上げ請求月から65歳到達月の前月までの月数})$
- ・ 繰下げ支給の支給率
 $100\% + (0.7\% \times \text{65歳到達月から繰下げ申出月の前月までの月数})$

（注）問題の性質上、一部を***としている。

和男さんに支給される老齢基礎年金は、

- ・ 61歳に達した月に「支給繰上げの請求」をすると、65歳から支給される額の（ア）に減額され、この支給率が（イ）継続して適用される。
- ・ 68歳に達した月に「支給繰下げの申出」をすると、65歳から支給される額の（ウ）に増額される。

＜語群＞

- | | | |
|-----------|----------------|-----------|
| 1. 71.2% | 2. 76.0% | 3. 80.8% |
| 4. 116.8% | 5. 125.2% | 6. 133.6% |
| 7. 一生涯 | 8. 70歳に達するまでの間 | |